明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○国際連合安全保障理事会決議第二千三十六号（ソマリアの木炭禁輸等に関する決議）に関する件（外務一八九）　一
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務一八八）　三
○技術士法第三十一条の二第二項及び第三十二条第二項の規定に基づき、大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するもののうちその修了が第一次試験の合格と同等であるもの及び当該課程に対応する技術部門を指定する件の全部を改正する件（文部科学九九）　五
〔公　告〕
裁判所
諸事項
公示催告、破産、免責、再生関係　二〇
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、型式住宅部分等製造者の認証関係　二〇
地方公共団体
公示送達関係　二〇
会社その他
会社決算公告　二〇

告示

○外務省告示第百八十九号

平成二十四年二月二十二日、国際連合安全保障理事会において、ソマリア情勢に関し、木炭禁輸等を決定する次の決議が採択された。

平成二十四年五月二十八日

外務大臣　玄葉光一郎

（訳文）

二千十二年二月二十二日に安全保障理事会がその第六千七百十八回会合において採択した決議第二千三十六号（二千十二年）

安全保障理事会は、

ソマリア情勢に関する全ての従前の決議、特に決議第二千十号（二千十一年）、並びに武力紛争における文民の保護、女性、平和及び安全並びに児童及び武力紛争に関する他の関係する議長声明及び決議を想起し、

ソマリアの主権、領土保全、政治的独立及び統一の尊重を再確認し、ソマリア情勢の包括的及び永続的な解決に対する理事会の約束を改めて表明し、

ソマリアにおける永続的な政治的解決の達成に向けた枠組を提供するジブチ和平プロセス及び暫定連邦憲章に対する完全な支持を改めて表明し、カンパラ合意及び暫定期間を終了させるための行程表（以下、「行程表」という。）に対する支持を改めて表明し、和解、対話及び広範な基礎に基づく包含的かつ代表性のあるソマリアの機構の必要性を強調し、

行程表を履行する主要な責任が暫定連邦機構にあることを強調し、ガロウェ原則に示された約束を含む今日までの進展を歓迎し、しかし、行程表に示された任務の完了期限の多くが守られていないために行程表の完全な履行が遅れる可能性があることに懸念を表明し、

暫定連邦機構及び行程表の全ての署名当事者に対し、国連ソマリア政治事務所（ＵＮＰＯＳ）及び国際社会の支援を得て、行程表を完全に履行するために一層の努力をするよう要請し、暫定期間の残りの期間における暫定連邦機構に対する支援は、行程表に示された任務の完了に向けた進展を条件としていることに留意し、

ソマリア暫定連邦政府が、アフリカ連合ソマリア・ミッション（ＡＭＩＳＯＭ）の支援を得て、緊急に処理を要する事項として、ＡＭＩＳＯＭ及びソマリア治安部隊によって安全を確保された地域において治安レベルを増大させ、かつ持続的な行政機構を構築する必要性を強調し、

ソマリアにおける暫定期間は二千十二年八月二十日に終了することに留意し、暫定期間のこれ以上の延長はし得ないことを強調し、ソマリアの当事者に対し、ジブチ合意に従って、包含的で代表性のある暫定期間終了後の取決めに合意するよう要請し、

ソマリアにおいて腐敗と戦い、透明性を促進させ、相互説明責任を増大させるための更なる取組の必要性を強調し、この関連で、ソマリア国民の利益として公的収入を最大化するため、ソマリアの資産及び国内外の金融資産のより透明で説明責任を満たした管理を目指したイニシアチブを歓迎し、

全ての利害関係者による協力的な取組を通じて、ソマリアにおける政治的、経済的、人道的及び治安上の問題並びに人質をとる行為を含むソマリア沖における海賊問題に対処するためのソマリアにおける包括的な戦略の必要性を強調し、この関連で、事務総長及びその特別代表であるオーガスティンＰ．マヒーガに対する、並びに両人のアフリカ連合並びに国際的及び地域的パートナーとの協力に対する完全な支持を改めて表明し、

ソマリアにおける平和及び安定はソマリア全土にわたっての和解及び効果的な統治に依存していることを認識し、全てのソマリアの当事者に対し、暴力を否定し、平和及び安定を築くために協働するよう要請し、

二千十二年二月二十三日にソマリアに関するロンドン会議が開催され、そこでソマリアにおける政治、治安、正義、安定及び海賊の問題並びに人道問題に対処するための調整された国際的行動が更に強化されることを歓迎し、また、ソマリアに関するイスタンブール会議が開催されることを歓迎し、